

令和３年度における日本年金機構の中小企業者に関する契約の方針

日本年金機構は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号。以下「官公需法」という。）第５条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和３年９月２４日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和３年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第１ 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

１ 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当機構は、令和３年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者（官公需法第２条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）向け契約の金額が約８１億円、契約の金額の比率が５７．６％になるよう努めるものとする。

２ 新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、少なくとも前年度までの契約実績を上回るように努めるものとする。

第２ 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当機構は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

１ 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するとともに、納期・工期の設定においても配慮を行うこと。また、代金の支払いについても当該業務の完了後、速やかに行うよう努めるものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限しないものとする。

更に、自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進するため、中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第５０条第１項に規定する「事業継続強化計画」又は同法第５２条第１項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図ること。

2 平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記1に掲げる実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成等について同様の配慮に努めるものとする。

3 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、中小企業・小規模事業者においても事業活動の縮小又は休止を余儀なくされており、早期の事業立て直しを支援する観点から、中小企業・小規模事業者から物品や役務、工事等（以下「物品等」という。）を調達する場合は、以下の点に留意・必要な措置を講じた上で、会計手続を進めること。

- ① 中小企業・小規模事業者の状況にも配慮した柔軟な納期・工期の設定
- ② 事業完了後、速やかな検査及び支払の実施
- ③ 最新の実績価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約金額の見直し・変更
- ④ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための経費の適切な計上

4 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとし、発注計画の策定が可能なものは、ホームページへの掲載に努めるものとする。

オープンカウンター方式による調達についても、ホームページに調達情報を掲載することによって、中小企業・小規模事業者の参加者の拡大を図る。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

5 官公需に関する相談体制の整備

中小企業庁ホームページの「国等の発注機関官公需相談（窓口）等」に掲載されている「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

6 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するものとする。

また、同方式の活用にあたっては、審査項目の設定方法等についての検討を行う。

7 適正な納期・工期の設定

物品等の発注にあたっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針等に留意しつつ、複数年度契約の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

8 一括調達における事例の活用

一括調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等について設定を行うよう努めるものとする。

9 一括調達における下位等級者の参加の推進

一括調達による競争参加資格の設定に際しては、年金個人情報を取り扱う業務委託の調達を除き、一等級又は二等級下位の等級者の競争参加を可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

10 少額随意契約における見積先

少額の契約であって随意契約による場合には、可能な限り中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

11 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

年金事務所及び事務センター（以下「拠点」という。）において消費される調達について、少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合には、各拠点管内の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

12 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。

また、中小企業・小規模事業者との契約において、契約における支払いまでの資金繰りの観点から、債権の譲渡が必要と認められる場合は、令和2年4月に施行された改正民法第466条第2項において、「発注者から債権の譲渡制限の意思表示

示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないこと」とされた点にも留意の上、適切に対応を行うこと。

1 3 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費（調達地域における人件費、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

更に、契約締結後において、最低賃金額の改定により契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に確認し、双方協議の上、適切な価格での契約変更を行うなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。なお、契約変更の必要性の確認に当たっては、例えば受注者に対して、当該契約の労働者の賃金を示す資料の提出を求めるなどして、確認を行うものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

当機構は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

（1）過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう独立行政法人中小企業基盤整備機構が運用する「ここから調達サイト」（以下「ここから調達サイト」という。）の情報等を活用し、ホームページに調達情報を掲載し、オープンカウンター方式により、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

（2）競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、年金個人情報を取り扱う業務委託の調達を除き、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

(3) 新規中小企業者からの相談体制

「官公需相談窓口」の担当は、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

(4) ここから調達サイトの活用による調達の推進

「ここから調達サイト」を十分活用し、新規中小企業者から見積書を取得するよう努めるとともに、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や国等の調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即して取り組む。

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、当機構の全ての部署（機構本部、事務センター及び年金事務所）に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のため、機構本部に推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部署に対し改善策を指示する。

附則

○本方針の公表

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。

別紙

推進本部

本部長 : 人事・会計部門担当理事

副本部長 : 調達管理部長

本部員 : 調達管理部調達管理グループ長

: 調達管理部契約グループ長

(事務局 調達管理部調達管理グループ)

なお、本部員には、必要に応じて各部署の契約責任者を追加することとする。